



海外情報連絡会
米国原子力学会(ANS) Untermeyer & Cisler Reactor Technology Medal
審査員選出に関する細則

2024 年 3 月 13 日 2023 年度海外情報連絡会メール審議承認

(目的)

第 1 条 本規約は「海外情報連絡会規約」(1003-01) 第 1 条および第 3 条に基づき、海外情報連絡会（以下、「本連絡会」という）が、米国原子力学会（American Nuclear Society、以下、「ANS」という）がおこなう Untermeyer & Cisler Reactor Technology Medal 審査のため、その審査員（以下、「審査員」という）の選出方法等を定めるものである。

(任務)

第 2 条 審査員は、毎年最大 2 回（3 月および 8 月）に ANS より指定される Untermeyer & Cisler Reactor Technology Medal 候補者の審査にあたる。

2 審査員は、本連絡会へ審査経緯および結果の報告をおこなう。

(資格)

第 3 条 審査員は、日本原子力学会会員とする。

2 審査員は、原子力技術に広く精通し、業績があることが望ましい。

(人数)

第 4 条 審査員は 1 名とする。

(任期)

第 5 条 審査員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 4 月から翌々年 3 月までを 2 年とする。

(選出方法)

第 6 条 審査員は、ANS から具体的な審査依頼を受ける前に、2 年毎に予め選出する。

2 本連絡会は、国際活動委員会の助言を受けた上で、審査員候補者を選出する。

3 本連絡会連絡会長は本連絡会を代表し、審査員候補者を国際活動委員会へ推薦し、承認を取得する。

(任命)

第 7 条 国際活動委員会の承認後、本連絡会連絡会長は本連絡会を代表し、第 6 条にて選出・承認された者を、審査員として任命する。

(通告)

第8条 本連絡会連絡会長は本連絡会を代表し、審査員任命後、国際活動委員長名で、すみやかにANSへ通告する。

2 なお、理事会に対しては、必要に応じて、国際活動委員会から報告される。

(改定)

第9条 本細則の改定は、本連絡会運営小委員会が決定し、本連絡会全体会議、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2021年11月15日 2021年度第3回海外情報連絡会運営小委員会制定、同日施行
2021年11月16日 部会等運営委員会メール報告、2021年11月30日 第5回理事会報告
- 2 改定履歴
 - ① 2024年3月13日 2023年度海外情報連絡会改定、2024年3月14日 部会等運営委員会メール報告、2024年5月31日 第8回理事会報告

附則

- 1 2024年3月13日承認の規約は、海外情報連絡会運営小委員会承認の日から施行する。